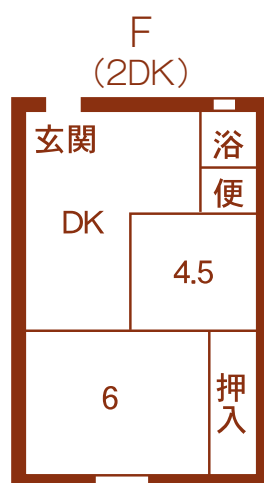
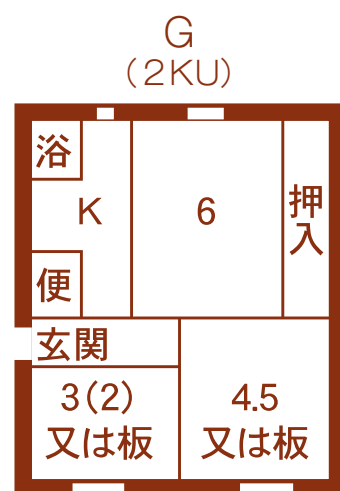
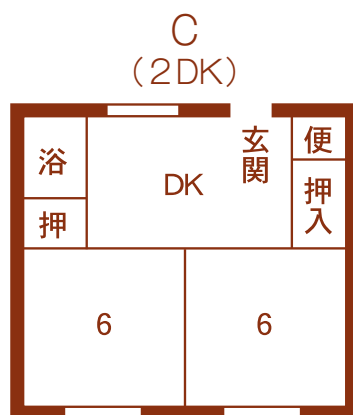
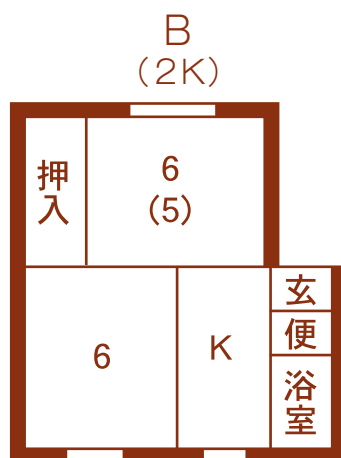
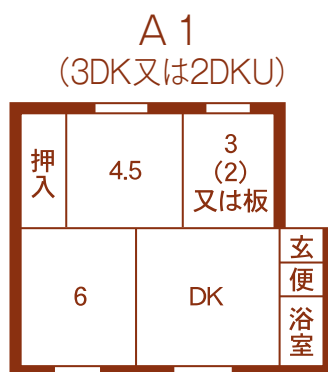
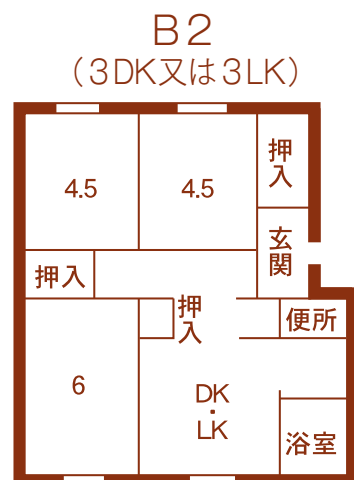
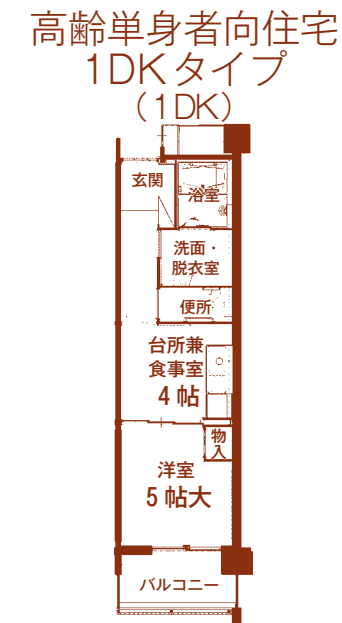
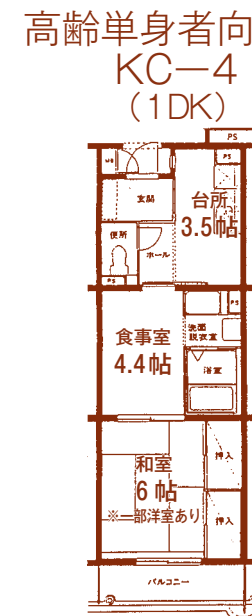
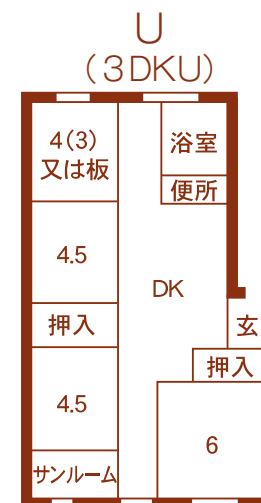
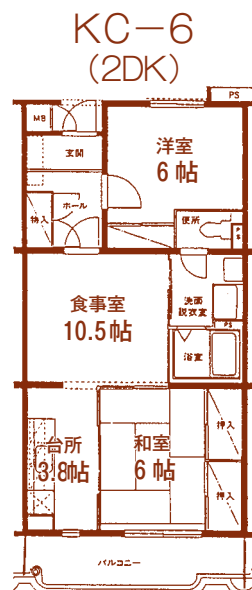
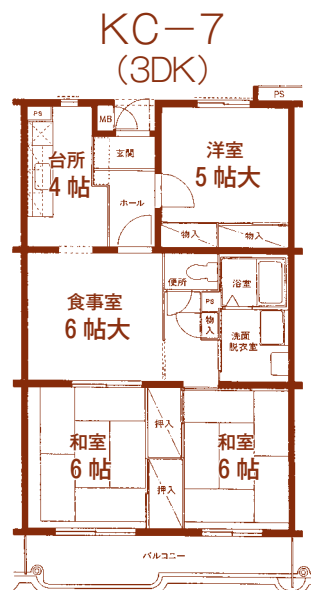




住宅簡易間取り図

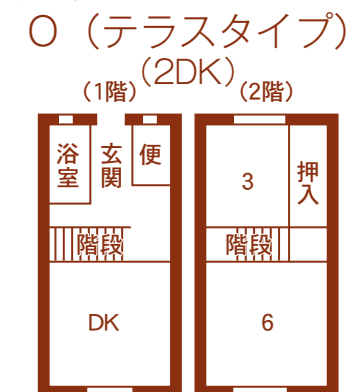
あき家アパートタイプ

- (注1) 各間取り図は代表的な間取りを表示してありますので団地により多少異なることもあります。
 (注2) 募集住宅一覧の間取り記号とよく照合してください。
 (注3) 住宅により区分が違うため、K・DK・LKを併記している間取り図があります。
 (注4) すべてのタイプにバルコニー等の設置があります。



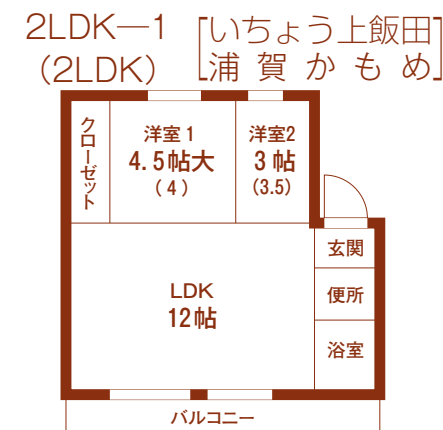
あき家テラスタイプ(1・2階で1戸)

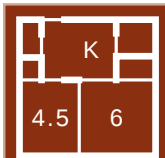
- (注1) テラスタイプは連戸(長屋)でDKに畳が一部敷いてあることもあります。
 (注2) テラスタイプには小さい庭があります。



洋室改修タイプ(子育て世帯向住宅(和室を一部洋室に改修しています。))

- (注1) 間取り図は代表的な間取りを表示してありますので、住宅により多少異なることもあります。



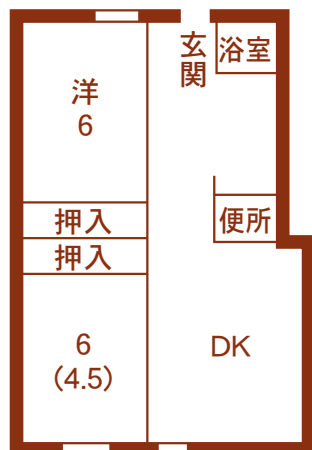


住宅簡易間取り図

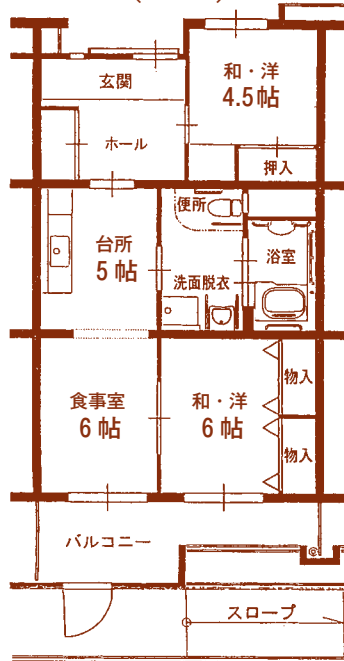
あき家アパートタイプ

- (注1) 各間取り図は代表的な間取りを表示してありますので団地により多少異なることもあります。
 (注2) 募集住宅一覧の間取り記号とよく照合してください。
 (注3) 住宅により区分が異なるため、K・DK・LKを併記している間取り図があります。
 (注4) すべてのタイプにバルコニー等の設置があります。

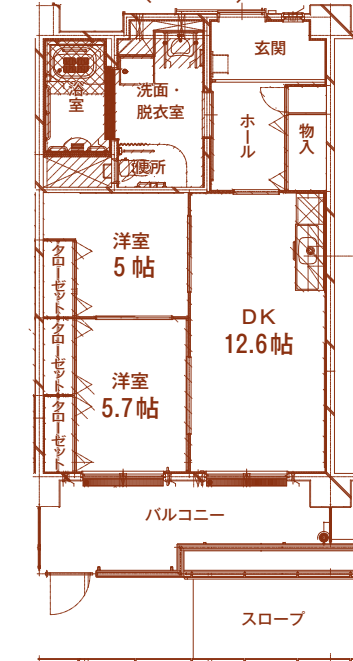
身体障害者向住宅
I (車いす)
Y 1 (車いす以外)
(2DK)



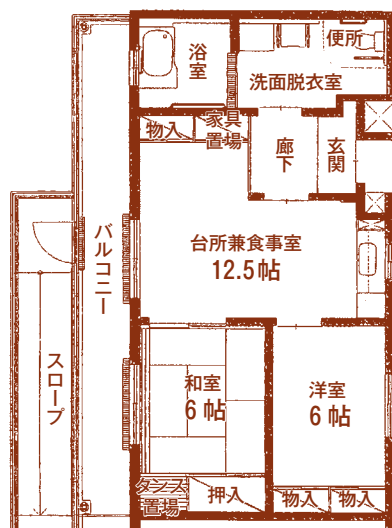
身体障害者向住宅
KC-7身 (車いす)
(2DK)



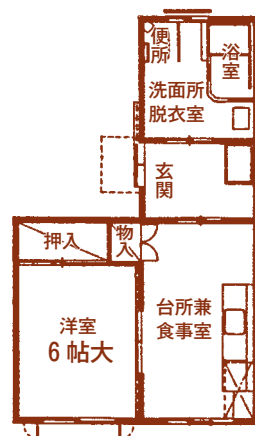
身体障害者向住宅
2DK身-AK (車いす)
(2DK)



身体障害者向住宅
2DK-身 (車いす)
(2DK)



身体障害者向住宅
C-9単 (車いす単身)
(1DK)



定期募集のお知らせ

県営住宅では、年2回(5月・11月)新築住宅と空家住宅について入居者の募集を行っています。

1 募集のしおり・申込書の配布

配布期間等は、令和7年5月・令和7年11月号の「県のたより」でお知らせする予定です。
 問い合わせ先 (一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当
 ☎045-201-3673 受付時間：平日8時30分～17時30分
 テレホンサービス ☎045-201-8300

2 応募方法

申込みは郵送でのみ受け付けます。持参による申込みは、一切受け付けておりません。
 ※メール便など郵便の消印のないものは受け付けできません。

3 申込資格

常時募集の申込資格と同じです。(16～17・30～31ページをご参照ください)

4 選考方法

一部の住宅を除き抽選により入居者を決定します。

個人情報の取扱いについて

神奈川県では、個人情報の収集、利用及び提供、管理について、個人情報の保護に関する法律に基づき、次のように適切に取り扱います。

個人情報とは

「個人情報」とは、住所、氏名、電話番号等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

個人情報の収集

- 取扱い目的を明確にし、必要な限度内で収集します。
- 適法かつ公正な手段で収集します。
- 原則として本人から収集します。
- 本人から直接書面で収集する場合は、取扱い目的を明示します。

個人情報の利用・提供

- 原則として取扱い目的以外の目的で、利用及び提供はしません。

- 個人情報を提供する場合に、必要があるときは相手方に対して個人情報を保護するための措置を求めます。

個人情報の管理

- 漏えい、き損、滅失の防止に必要な措置を講じます。
- 指定管理者の個人情報の管理について、漏えい等を防止するために必要な措置を講じます。
- 必要のない個人情報は確実、速やかに廃棄します。
- 特別職を含む職員(議会の議員を除く。)、受託業務の従事者による漏えい等を禁止し、違反した場合は罰則の適用を受けます。

なお、神奈川県では、県営住宅の入居業務を(一社)かながわ土地建物保全協会に委託しておりますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適切に取り扱わせるための必要な措置を講じさせます。

神奈川県住宅営繕事務所

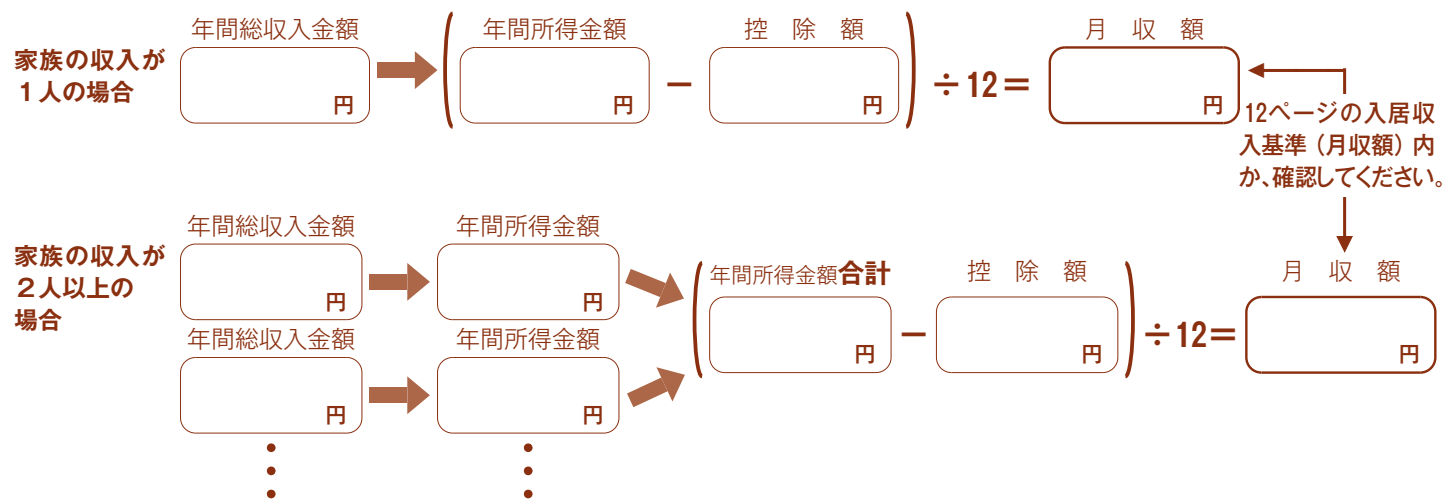


月収額の計算のしかた

はじめに、入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

まずは、年間総収入金額から年間所得金額を算出してください。

計算の流れ



計算の手順

- ①43ページの所得控除額を算出してください。
- ②それぞれの収入が下記のどれにあてはまるか確認のうえ、各ページにて月収額を算出してください。

1 給与所得の方

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

2 年金所得の方

厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金など）については、所得金額0円としてください。

3 その他の所得の方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

44～45ページの
「1 給与所得の方」
を見て計算してください。

46～47ページの
「2 年金所得の方」
を見て計算してください。

48～49ページの
「3 その他の所得・日雇の方」
を見て計算してください。

（注意1）月収額の計算は、基準日である**申込月の1日現在**の状況について行います。

（注意2）次の収入は所得金額0円となります。

生活保護の各種扶助料・失業給付金・遺族年金・障害年金・福祉給付金

（注意3）日雇労働者の方で確定申告をしている方は、**48～49ページ**を見て計算してください。

（注意4）1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出してから合計してください。

（注意5）1人で2ヶ所以上からの給与収入、または2ヶ所以上からの年金収入などがある方は、それぞれの年間収入を合計してから所得金額を算出してください。

所得金額の控除について

（この表は44～49ページで月収額を計算する時必要です。）

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

1の親族控除は、すべての世帯に該当します。

2～7の控除については、それぞれの内容に該当していれば、1の親族控除とあわせてさらに控除をしてください。

3～7の控除対象者は所得税法上認定された方であることが必要です。

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方	控除できる額	計 算
1 親族	同居親族	・ 県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。	1人につき 年380,000円	38万円× 人数＝ 円
	同居しない扶養親族	・ 県営住宅へ入居はしないが、所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）である方。 ※単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません。		
2 基礎控除振替		申込者本人、又は入居しようとする家族で給与所得又は公的年金などに係る雑所得を有する方。	1人につき 年100,000円 ただし、所得が100,000円未満の場合はその額	10万円× 人数＝ 円 10万円未満はその額 円
特別控除対象者	3 老人扶養親族 老人控除対象配偶者	年齢 70歳以上 の扶養親族の方。 または 年齢 70歳以上 の老人扶養配偶者の方。	1人につき 年100,000円	10万円× 人数＝ 円
	4 特定扶養親族	年齢 16歳以上23歳未満 の扶養親族の方。 （妻・婚約者は該当しません。）	1人につき 年250,000円	25万円× 人数＝ 円
	5 障害者	(1)障害者 ア 申込み本人が障害者である場合。 イ 1の親族の中に障害者がいる場合。	障害者控除 1人につき 年270,000円	27万円× 人数＝ 円
		(2)特 別 障害者 特別障害者 （1～2級の身体障害者） （重度の精神障害者）	特別障害者控除 1人につき 年400,000円	40万円× 人数＝ 円
	6 寡 婦	申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 夫と死別又は離婚してから婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を含む）をしていない、夫の生死が不明であること。 イ 扶養親族（子を除く）があること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 ※夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	1人につき 年270,000円 ただし、所得が270,000円未満の場合はその額	27万円× 人数＝ 円 27万円未満はその額 円
	7 ひ と り 親	申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 イ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が48万円を超える子は除かれます）がいること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 エ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。	1人につき 年350,000円 ただし、所得が350,000円未満の場合はその額	35万円× 人数＝ 円 35万円未満はその額 円

※6の寡婦控除と7のひとり親控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

所得控除額合計



年間収入の求め方

申込基準日（申込月の１日）で給与収入のある方。

①令和6年分 給与所得の源泉徴収票

1 に該当した方

■ 2 に該当した方

就職・転職の翌月から1ヶ年の各月の給与・賞与・その他手当（税込み）について確認してください。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法

入社した翌月から12ヶ月間の総収入金額

② 給与支払証明（収入証明）

給与・賞与 計	2,994,000円
------------	------------

③採用証明（雇用証明）

給与額、採用年月日、扶養人数などを確認してください。

4 に該当した方

雇用条件にもとづき支給が予定されている**1ヶ月分の給与を12倍**した年間の推定総収入金額。通勤手当（非課税分）は含みません。

給与の年間総収入金額
2,994,000円

算出方法

(基本給+諸手当) × 12
＝年間推定総収入金額

算出例)

$$249,500 \times 12 = 2,994,000$$

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

※**給与所得と年金所得の双方のある方**
で、合計金額が、10 万円を超える
場合は、給与所得から、**所得金額調
整控除額を控除（追加で減算）して
ください。**

給与所得 - 所得金額調整控除 = 給与所得金額

所得金額調整控除額＝
給与所得（10万円まで）＋ 年金所得（10万円まで）－ 100,000

※マイナスの場合は0円となります。

算出例)

年間総収入金額が2,994,000円の場合
上記の1,804,000円から
3,603,999円までに該当

$$\begin{aligned} & 2,994,000 \div 4,000 = 748.5 \\ & \text{(小数点以下、切り捨て)} \\ & 748 \times 4,000 = 2,992,000 \\ & 2,992,000 \times 0.7 = 2,094,400 \\ & 2,094,400 - 80,000 = 2,014,400 \end{aligned}$$

給与の年間所得金額
2,014,400 円

※年間所得金額が999円までの場合は、0円として扱います。

算出例)※給与所得と年金所得の双方のある方

給与所得金額が 2,014,400 円、
年金所得金額が 1,400,000 円（算出例 43 ページ）
の場合

①所得金額調整控除額の算出

$$\begin{array}{ccccc} 100,000 & + & 100,000 & - & 100,000 = 100,000 \\ \text{(給与所得)} & & \text{(年金所得)} & & \text{(所得金額)} \\ \text{(10万円まで)} & & \text{(10万円まで)} & & \text{(調整控除金額)} \end{array}$$

②所得金額調整控除額を給与所得金額から減算

$$\begin{array}{ccc} 2,014,400 & - & 100,000 = 1,914,400 \\ \text{(給与所得)} & \text{(所得金額調整控除)} & \text{(給与所得金額)} \end{array}$$

給与の年間所得金額
1,914,400 円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \end{array}$$

※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。

2 入居しようとする家族に収入のある方が**2人以上**いる場合は、それぞれの**年間所得金額を合算する**必要があります。

入居収入基準
12ページ参照

控除額の計算

用語の意味は43ページ参照

控除の対象		控除額の計算方法	
同居親族及び 同居しない扶養親族	38万円×	人数＝①	円
※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外的人数です。収入のある方も含みます。			
基礎控除振替	10万円×	人数＝	円
ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除			
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×	人数＝③	円
特定扶養親族	25万円×	人数＝④	円
障害者	27万円×	人数＝⑤	円
特別障害者	40万円×	人数＝⑥	円
寡婦	27万円	⑦	円
ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除			
ひとり親	35万円	⑧	円
ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除			
控除額合計	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＝		円

控除額合計



月収額の計算のしかた

2 年金所得の方

年間収入の求め方

申込基準日（申込月の1日）で年金収入のある方。

現在の年金収入について		
1 1年以上、年金を支給されている方	2 支給されてから1年にならない方	3 障害年金、遺族年金、福祉年金などの非課税の方
前年中の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	
①の表	②の表	③の表

① 令和6年分公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名	年金の種類 老齢厚生
区分	支払金額
所得税法第203条の3第1号適用分	*****0円
所得税法第203条の3第2号適用分	*****0円
所得税法第203条の3第3号適用分	*****0円
所得税法第203条の3第4号適用分	*****0円
特別徴収対象者 氏名	特別徴収額 *****0円
控除対象配偶者 氏名	控除対象配偶者 *****0円
控除対象扶養親族 氏名	控除対象扶養親族 *****0円
(備考)	

2

国民年金・厚生年金保険年金証書	
年金の種類 老齢 基礎年金番号	年金コード
受給権者の氏名	
受給権者の生年月日 昭和34年3月26日 受給権を取得した年月 令和7年3月	
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。	
令和7年3月2日	

国民年金裁定通知書	
老齢 基礎年金 該当条文 国民年金法 02 第9条の2	国民年金の保険料納付済期間等計 納付 468月 免除 0月
支給開始年 7・3 基本となる年金額(円) 2,700,000 加算額(円) 減額(円) 200,000 支給停止額(円) 年金額(円) 0(2,500,000)	第1号・第3号の保険料納付済期間等 納付 468月 免除 0月
停止事由 加算額対象者 子 人	第2号の保険料納付済期間 厚生年金保険 共済組合 0月

③

年金振込通知書	
(振込予定日) 年 月 日	
◎年金の制度・種類 厚生年金 遺族厚生 年金	
◎年金証書の基礎年金番号・年金コード	
◎受給権者氏名	
◎振込先	
◎各支払期の支払額、年金から控除される額 および控除後振込額	
令和 年 月 令和 年 月 令和 年 月	
年金支払額	****227,416円
介護保険料額	*****円
所得税額および復興特別所得税額	*****円
個人住民税額	*****円
控除後振込額	****227,416円

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

受給者の年齢	公 公 的 的 年 年 金 金 の の 額 額	年 金 所 得 金 額
65歳以上の方	1,100,000円まで	年金所得金額＝0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入金額)－1,100,000円＝年金所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額)×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額)×0.85－685,000円＝年金所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	年金所得金額＝0
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入金額)－600,000円＝年金所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額)×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額)×0.85－685,000円＝年金所得金額

年金の年間所得金額
円

算出例) 年齢65歳
年間総支給額が2,500,000円の場合
上記の65歳以上の方の1,100,001円から
3,299,999円までに該当
2,500,000－1,100,000＝1,400,000

年金の年間所得金額
1,400,000円

年間所得金額
円

控除額合計
円

÷12＝

月収額
円

- ※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。
- 2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

控除額の計算

用語の意味は43ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円×人数＝①円 (※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。)
基礎控除振替	10万円×人数＝②円 ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×人数＝③円
特定扶養親族	25万円×人数＝④円
障害者	27万円×人数＝⑤円
特別障害者	40万円×人数＝⑥円
か寡 婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除
控除額合計	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＝⑧円

控除額合計
円

